

コンテンツパートナー規約改定：新旧対照表

条項	変更前	変更後
1条2項	<p>パートナーは、本規約をよく読み、理解し、同意した上で、本規約の適用を申し込み、パートナー登録を行うものとします。</p>	<p>パートナーは、本規約をよく読み、理解し、同意した上で、本規約の適用を申し込み、パートナー登録を行うものとします。<u>なお、当該パートナーから申し込みを当社が承諾したときに、パートナーとITMとの間で本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。</u></p>
1条3項	<p>ITMは、1ヶ月前までに変更後の本規約をパートナーの閲覧に供することにより、本規約を変更することができます。パートナーは、変更の効力発生時まで、本規約を解約しない限り、本規約の変更同意したものとみなされます。</p>	<p><u>ITMは、1ヶ月前までに変更後の本規約をパートナーの閲覧に供することにより、本規約を変更することができます。パートナーは、変更の効力発生時まで、本契約を解約しない限り、本規約の変更同意したものとみなされます。</u></p>
3条4項	<p>パートナーは、以下各号に定める内容・表現に該当し、又は該当するおそれのある本コンテンツを制作（リンク情報の提供を含みます）しないことを表明し、保証します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ITM若しくは他の第三者を装い又は詐称する内容・表現 2) 有害なコンピュータープログラム等を含む内容・表現 3) ITMのサーバー若しくはネットワークの機能を妨害又は混乱させる内容・表現 4) 自殺、虐待、殺害、若しくはこれらに類するものを肯定、勧誘、又は助長する内容・表現 5) 公職選挙法に抵触する内容・表現 6) ITM若しくは他の第三者の財産（著作権その他の知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、肖像権その他の権利を侵害・棄損する内容・表現 7) 他の第三者の個人情報若しくはメールアドレス等の情報を不正に収集、利用、公開、譲渡又は販売する内容・表現 8) 事実と反する情報若しくは意味のない情報にあたる内容・表現 9) 犯罪行為、又は犯罪行為の誘発を目的とした内容・表現 10) わいせつ、児童ポルノ、残虐・暴力的な内容若しくはその他、若年層にとって不適切な内容、又は露骨な性描写の内容・表現 11) ストーカー行為などの嫌がらせ、誹謗中傷、その他民族・人種差別的な内容・表現 12) 異性との出会いを目的とする内容・表現 13) 法令及び公序良俗に反する内容・表現 14) 反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する内容・表現 15) ITMが提供するサービス・広告配信を妨害する内容・表現 16) その他、ITMによるメディア運営を妨げる内容・表現 	<p>パートナーは、以下各号に定める内容・表現に該当し、又は該当するおそれのある本コンテンツを制作（リンク情報の提供を含みます）しないことを表明し、保証します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ITM若しくは他の第三者を装い又は詐称する内容・表現 2) 有害なコンピュータープログラム等を含む内容・表現 3) ITMのサーバー若しくはネットワークの機能を妨害又は混乱させる内容・表現 4) 自殺、虐待、殺害、若しくはこれらに類するものを肯定、勧誘、又は助長する内容・表現 5) 公職選挙法に抵触する内容・表現 6) ITM若しくは他の第三者の財産（著作権その他の知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、肖像権その他の権利を侵害・棄損する内容・表現 7) 他の第三者の個人情報若しくはメールアドレス等の情報を不正に収集、利用、公開、譲渡又は販売する内容・表現 8) 事実と反する情報若しくは意味のない情報にあたる内容・表現 9) 犯罪行為、又は犯罪行為の誘発を目的とした内容・表現 10) わいせつ、児童ポルノ、残虐・暴力的な内容若しくはその他、若年層にとって不適切な内容、又は露骨な性描写の内容・表現 11) ストーカー行為などの嫌がらせ、誹謗中傷、その他民族・人種差別的な内容・表現 12) 異性との出会いを目的とする内容・表現 13) 法令及び公序良俗に反する内容・表現、<u>ITMの定めるガイドライン等に反する内容・表現</u> 14) 反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する内容・表現 15) ITMが提供するサービス・広告配信を妨害する内容・表現 16) その他、ITMによるメディア運営を妨げる内容・表現

条項	変更前	変更後
3条5項	ITMは本コンテンツが前項各号のいずれかに該当すると認める場合、パートナーの承諾なく、当該本コンテンツの削除及びその他ITMが必要と考えるあらゆる措置を採ることができ、パートナーは当該措置に対して何らの異議も申し立てないものとします。	ITMは本コンテンツが前項各号のいずれかに該当すると認める場合、パートナーの承諾なく、当該本コンテンツの削除・訂正その他の必要な措置を採ることができるものとします。
4条1項	本コンテンツの著作権は、パートナー又は当該コンテンツの著作権者に帰属します。ただし、ロゴ、バナー及び図版の制作による成果物の著作権はITMに帰属するものとし、パートナーは一切の著作権者人格権を行使しないものとします。	本コンテンツの著作権の帰属は、別段の定めなき限り以下のとおりとします。なお、パートナーはこれらの著作物につき、ITMに対して一切の著作権者人格権を行使しないものとします。また、著作権の譲渡対価は第5条または個別契約に定める対価に含まれ、ITMは別途の費用又は対価等の支払いを要しないものとします。 1) 本コンテンツ（但し、次号に定めるものを除く） パートナー又は当該コンテンツの著作権者に帰属します 2) ロゴ、バナー及び図版（但し、パートナーが記事原稿とともに納品した図版を除く） ITMに帰属するものとし、ITMへの納品をもって当該権利がパートナーからITMに譲渡されるものとします。
4条5項	本条第1項ただし書きにおいて、知的財産権等がパートナーに発生する場合、パートナーは当該権利を直ちにITMに譲渡し、当該譲渡にかかる対価は第5条または個別契約に定める対価に含まれ、ITMは別途の費用又は対価等の支払いを要しないものとします。	<u>(削除)</u>
5条1項	ITMはパートナーに対して、個別契約に定める本コンテンツの対価を、ITMによる本コンテンツの検査合格日の翌月末日までに、パートナー登録されたパートナー名義の金融機関口座宛に振込み（振込手数料はITM負担）にて支払います。	ITMはパートナーに対して、個別契約に定める本コンテンツの対価を、ITMによる本コンテンツの検査合格日の翌月末日（納品日から起算して60日を超える場合は、納品日から60日以内の日）までに、パートナー登録されたパートナー名義の金融機関口座宛に振込み（振込手数料はITM負担）にて支払います。
5条4項	パートナーは、個別契約に定める対価が本規約に基づきITMが支払い義務を負う唯一かつ全ての金員であり、制作料、許諾料、協力金及びその他名目の如何を問わず、パートナーに対して何らの支払いも強制されないことを確認します。	パートナーは、個別契約に定める対価（制作料、許諾料、協力金、その他名目の如何を問わない）が本規約に基づきITMが支払い義務を負う唯一かつ全ての金員であることを確認します。
12条1項	パートナーは、2週間前までにITMに書面等をもって通知することにより、本規約の効力を将来に向かって解約することができます。	パートナーは、2週間前までにITMに書面等をもって通知することにより、本契約の効力を将来に向かって解約することができます。
14条1項	本規約及び個別契約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。	本契約及び個別契約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。
14条2項	本規約又は個別契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	本契約及び個別契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※その他、所要の個所の字句訂正を行っております。